子発0331第13号 令和2年3月31日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)の一部改正について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げる。令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)について、本年4月1日に一部が施行されること等に伴い、今般、「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしたので、通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(指定都市市長及び中核市市長を 除き、特別区区長を含む。)に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

- ○「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)について(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等
 - ・児童家庭局長通知)の一部改正

支援内容と併せて広く周知・啓発を行うことが必要である。

	(下線部分は改正部分)
改正後	現行
第1章 市町村における子ども家庭支援の基本	第1章 (略)
第1節 児童福祉法の理念及び市町村の子ども家庭支援	第1節 児童福祉法の理念及び市町村の子ども家庭支援
1・2 (略)	1・2 (略)
3 体罰等によらない子育て等の推進	(新設)
保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の	
重篤な結果につながる場合があることを踏まえ、児童虐待防止対策	
の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年	
法律第46号)において、体罰が許されないものであることが法定化	
された(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以	
下「児童虐待防止法」という。)第14条第1項、令和2年4月1日	
施行)。	
このため、厚生労働省において、「体罰等によらない子育ての推	
進に関する検討会」を開催し、議論を行った上、改正法により新た	
に規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等に	
よらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、	
「体罰等によらない子育てのために」がとりまとめられている。	
(関連通知:「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発	
について」(令和2年2月21日子発0221第6号、障発0221第1号	
子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)参照)	
これは、保護者を罰したり、追い込んだりすることが目的ではな	
く、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的	
としていることから、こうした趣旨を踏まえ、「体罰等によらない	
子育てのために」の内容について、リーフレット等を活用しながら、	
妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住	
民、保護者に対して支援を行う者等に対して、具体的な相談窓口や	

第2節 (略)

第3節 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性

1 • 2 (略)

3. 子ども虐待対応

市町村は、要保護児童を発見した場合の通告受理機関である(児童福祉法第 25 条)と同時に、虐待を疑われる子どもを発見した場合の通告受理機関(<u>児童虐待防止法</u>第 6条)であるため、子ども家庭支援に携わる職員は、子ども虐待対応において以下のような専門性が必要である。

 $(1) \sim (3)$ (略)

第4節 (略)

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

- 1. 要保護児童対策地域協議会とは
 - (1) (略)
 - (2) このため、児童福祉法においては、
 - ① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
 - ② 要保護児童対策地域協議会を設置した地方公共団体の長は、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等のうちから、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。
 - ③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し 守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支

第2節 (略)

第3節 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性

1 • 2 (略)

3. 子ども虐待対応

市町村は、要保護児童を発見した場合の通告受理機関である(児童福祉法第 25 条)と同時に、虐待を疑われる子どもを発見した場合の通告受理機関(児童虐待の防止等に関する法律第6条)であるため、子ども家庭支援に携わる職員は、子ども虐待対応において以下のような専門性が必要である。

 $(1) \sim (3)$ (略)

第4節 (略)

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

- 1. 要保護児童対策地域協議会とは
 - (1) (略)
 - (2) このため、児童福祉法においては、
 - ① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
 - ② 要保護児童対策地域協議会を設置した地方公共団体の長は、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等のうちから、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。
 - ③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し 守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支

援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う ため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又 は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが できる。

④ 関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守 秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の 守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加 と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

なお、関係機関のうち、児童相談所、教育委員会及び警察は、 児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い 公的機関であり、要保護児童対策地域協議会を構成する主たる 機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事 務所は、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生す ることを踏まえて参画が求められる機関であることから、これ らの機関が要保護児童対策地域協議会の構成機関となってい ない場合、市町村は、これらの機関に対し、要保護児童対策地 域協議会の構成員として参画するよう、働きかけを行うことが 必要である。

2. (略)

第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務

第1節 (略)

第2節 子ども家庭支援全般に係る業務

- 1 (略)
- 2. 子ども家庭支援全般に係る業務

援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守 秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の 守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加 と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

2. (略)

第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務

第1節 (略)

第2節 子ども家庭支援全般に係る業務

- 1 (略)
- 2. 子ども家庭支援全般に係る業務

- (1) (2) (略)
- (3) 相談等への対応
 - ①・② (略)
 - ③ 児童福祉法第25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び<u>児童虐待防止法</u>第6条第1項に基づく子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、児童福祉法第21 条の10 の5第1項に基づく要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、第3節の対応を行う。

④ (略)

(4) (略)

第3節·第4節 (略)

第5節 関係機関との連絡調整

1. 関係機関との連携の重要性

子ども虐待のみならず、関係機関と連携し、社会資源を有効に活用することは市町村の支援において重要な役割を果たす。日頃から関係機関との連携を構築し、関係機関にも子どもの権利擁護の重要性を認識してもらう必要がある。

(1)子どもの権利擁護のための子ども家庭支援を行うに当たり、 市町村と都道府県(児童相談所など)との緊密な連携・協力を 確保していくことは当然必要であるが、子どもや家庭をめぐる 問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見 ・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所、福祉事務所、知的障害 者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害児・者相談支援事 業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、児童 福祉施設、里親、民生委員・児童委員(主任児童委員)、児童

- (1) (2) (略)
- (3) 相談等への対応
 - ①・② (略)
 - ③ 児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律 第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。) 第 6 条第 1 項に基づく子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、第 3 節の対応を行う。

④ (略)

(4) (略)

第3節·第4節 (略)

第5節 関係機関との連絡調整

1. 関係機関との連携の重要性

子ども虐待のみならず、関係機関と連携し、社会資源を有効に活用することは市町村の支援において重要な役割を果たす。日頃から関係機関との連携を構築し、関係機関にも子どもの権利擁護の重要性を認識してもらう必要がある。

(1)子どもの権利擁護のための子ども家庭支援を行うに当たり、 市町村と都道府県(児童相談所など)との緊密な連携・協力を 確保していくことは当然必要であるが、子どもや家庭をめぐる 問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見 ・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所、福祉事務所、知的障害 者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害児・者相談支援事 業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、児童 福祉施設、里親、民生委員・児童委員(主任児童委員)、児童 家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会等福祉分野の機関のみならず、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。

(2)特に、児童虐待防止法においては、国及び地方公共団体の責務等として、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないこととされている。

 $(3) \sim (5)$

(6)また、虐待の早期発見については、児童虐待防止法において、 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育 委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務 上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医 師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦 人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待 を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見 に努めなければならないこととされていることから、子どもの 権利に関する意識を高め、関係機関等に対し、通告はためらう ことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。

なお、児童虐待防止法において、これらの者は、正当な理由 がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われ る児童に関する秘密を漏らしてはならないこととされているこ 家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、 社会福祉協議会等福祉分野の機関のみならず、保健所、市町村 保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、学校、教育 委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安 定所等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関との ネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。

(新設)

 $(2) \sim (4)$

(<u>5</u>) また、虐待の早期発見については、<u>子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の子どもの福祉に業務上関係のある団体も子ども虐待の早期発見に責任を負うこととされているため、子どもの権利に関する意識を高め、関係機関等に対し、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。</u>

とや、こうした守秘義務に関する法律の規定は、国及び地方公 共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるもの と解釈してはならないこととされていることについて、関係機 関等に周知を行うことが必要である(児童虐待防止法第5条第 3項及び第4項、令和2年4月1日施行)。

(7) (略)

(8) 関係機関等から市町村、児童相談所等への子ども虐待に係る情報提供については、平成28年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長、児童相談所長等が子ども虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている(児童虐待防止法第13条の4、平成28年10月1日施行)。

また、関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこととされている(児童福祉法第25条の3第2項、令和2年4月1日施行)。

これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違

(6) (略)

(7) 関係機関等から市町村、児童相談所等への子ども虐待に係る 情報提供については、平成28年児童福祉法等改正法により、 地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学 校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看 護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、 福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等 から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求めら れたときは、当該市町村長、児童相談所長等が子ども虐待の防 止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、 利用することに相当の理由があるときは、これを提供すること ができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供する ことによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の 権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 この限りでないとされている(児童虐待防止法第13条の4、 平成28年10月1日施行)。なお、歯科医師については、子ど も虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、児童虐 待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童 の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、 福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違

反することなく、子ども虐待に係る情報を提供することができ る。また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)においては、本人の同 意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必 要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、 ②第三者に個人データを提供してはならないこととされてい る(個人情報保護法第16条及び第23条)。しかしながら、「法 令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされ ており、児童虐待防止法第 13 条の4に基づき資料又は情報を 提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、 個人情報保護法に違反することにならない。なお、地方公共団 体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情 報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供 禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められて いることが一般的であり、児童虐待防止法第 13 条の4に基づ く情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこ のような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

 $(9) \sim (12)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第6節 (略)

1 • 2 (略)

- 3. 「状況確認ができない児童」への対応
- (1) 市町村の役割

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスは、子どもの健康 状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につ なげる貴重な機会である同時に、子どもの健やかな成長に欠か せないものであり、勧奨を実施したにもかかわらず<u>自治体職員</u> や関係機関による目視確認ができない児童は、虐待発生のリス クが高いものと考えられる。

「状況確認ができない児童」については、市町村内及び市町村

反することなく、子ども虐待に係る情報を提供することができ る。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57 号。以下「個人情報保護法」という。)においては、本人の同 意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必 要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、 ②第三者に個人データを提供してはならないこととされてい る(個人情報保護法第16条及び第23条)。しかしながら、「法 令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされ ており、児童虐待防止法第 13 条の4に基づき資料又は情報を 提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、 個人情報保護法に違反することにならない。なお、地方公共団 体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情 報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供 禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められて いることが一般的であり、児童虐待防止法第 13 条の4に基づ く情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこ のような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

 $(8) \sim (11)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第6節 (略)

1 • 2 (略)

- 3. 「居住実態が把握できない児童」への対応
- (1) 市町村の役割

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスは、子どもの健康 状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につ なげる貴重な機会である同時に、子どもの<u>健やかに</u>成長に欠か せないものであり、勧奨を実施したにもかかわらず<u>連絡・接触</u> が取れず、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よ り虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

「居住実態が把握できない児童」については、市町村内及び

間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留意事項をまとめた「居住実態が把握できない児童への対応について」(平成27年3月16日総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。)を発出するとともに、平成26年度から毎年、各市町村の取組状況を把握するための実態調査を実施しており、平成30年度は「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握」として、令和元年度からは「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」として、調査を実施している。各市町村においては、これらに基づき、当該児童の状況確認に適切に取り組むことが求められる。

(2) 対象児童

市町村は、当該市町村には住民票があるが、乳幼児健康診査が未受診等で関係機関が状況を確認できていない子ども(以下の①~④のいずれかに該当。以下「対象児童」という。)について、目視による確認、出入(帰)国記録の確認等により<u>状況</u>確認する。

- ① 乳幼児健康診査 (自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず (乳幼児健康診査については、診査結果が再受診になっているにもかかわらず再受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定子ども園等へ入所・入園 していない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福 祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視 による確認ができない児童

市町村間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留意事項をまとめた「居住実態が把握できない児童への対応について」(平成27年3月16日総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。)を発出するとともに、平成26年度から毎年、各市町村の取組状況を把握するための実態調査を実施しており、各市町村においては、これらに基づき、当該子どもの所在及び安全(以下「所在等」という。)の確認に適切に取り組むことが求められる。

(2) 対象児童

市町村は、当該市町村には住民票があるが、乳幼児健康診査が未受診等で<u>電話や家庭訪問等による連絡が取れない子ども</u>(以下の①~③のいずれかに該当)であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した子ども(以下「対象児童」という。)について、目視による確認、出入(帰)国記録の確認等により所在等を確認する。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸 訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス を受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実 施したにもかかわらず、<u>連絡・接触ができない家庭に属す</u> る子ども
- ② 市町村の子ども家庭相談、保育の実施事務、子ども・子 育て支援新制度における施設型給付や児童手当、児童扶養 手当等の子どもを対象とした手当(市町村独自の手当も含 む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程

- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務 (注1)の過程で把握した児童で通園・通学していない者 (注2)のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者 と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を 試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係 機関においても目視による確認ができない児童
 - (注1) 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就 園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申 請、学校において行う事務を含む。
 - (注2)・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製 されている簿冊に記載(記録)されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等に より長期欠席している児童

等

① 市町村の子ども家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育 で支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手 当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自 に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉 行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭 への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかか わらず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続 を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による 確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く)

保護者と連絡が取れている場合であっても、<u>自治体職員や関係</u>機関による児童の目視確認ができていない場合には、状況確認に

で把握されている子どものいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する子ども

- ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務 (注)の過程で把握した子どものうち、市町村教育委員会 が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭 訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する子ども
 - (注) 学校において行う事務や、就園奨励費補助、就学 時 健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る 事務も含む。

保護者と連絡が取れている場合であっても、<u>保護者の言動そ</u> の他客観的な状況に鑑みて所在等の確認が必要と判断した子ど 取り組む。

(3) 所在等の確認のための具体的取組

① 住所地市町村における取組

対象児童が記録されている住民基本台帳を備える市町村 (以下「住所地市町村」という。)において、「<u>状況確認が</u>できない児童」を担当する部門(以下「<u>状況確認担当部門</u>」という。)を定めるとともに、住所地市町村の住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において対象児童が確認された場合には、<u>状況確認ができない理由</u>や背景等の情報を整理し、住所地市町村の<u>状況確認担当部門</u>における一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部門間での情報共有の徹底を図る。

対象児童を把握した場合は、<u>状況確認担当部門</u>が中心となり、関係部署が連携して頻回な家庭訪問を実施するとともに、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況等に係る調査、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査等により情報収集を行う。

必要に応じて医療機関、教育機関、児童相談所、警察等関係機関の協力を通じて、当該子どもに関する情報収集及び所在等の把握に努める。なお、関係機関との情報共有については、守秘義務や個人情報保護の観点から、要保護児童対策地

もや、これまで行ってきた支援の状況等から市町村において早 急に確認する必要があると判断した子どもについては、所在等 の確認が取れない期間や保護者との連絡・接触の状況にかかわ らず、所在等の確認に取り組む。

(3) 所在等の確認のための具体的取組

① 住所地市町村における取組

対象児童が記録されている住民基本台帳を備える市町村 (以下「住所地市町村」という。)において、「居住実態が 把握できない児童」を担当する部門(以下「居所不明児童担 当部門」という。)を定めるとともに、住所地市町村の住民 基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において対象児童が確認された場合には、把握できなくなった理 由や背景等の情報を整理し、住所地市町村の居所不明児童担 当部門における一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部 門間での情報共有の徹底を図る。

「平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果」(以下、「平成27年度調査結果」という。)によれば、海外への出国確認以外で所在等が確認できた子どものうち、約8割の子どもについて同一市町村内の関係部署による家庭訪問及び情報共有によって確認ができたことが判明している。

対象児童を把握した場合は、<u>居所不明児童担当部門</u>が中心となり、関係部署が連携して頻回な家庭訪問を実施するとともに、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況等に係る調査、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査等により情報収集を行う。

必要に応じて医療機関、教育機関、児童相談所、警察等関係機関の協力を通じて、当該子どもに関する情報収集及び所在等の把握に努める。なお、関係機関との情報共有については、守秘義務や個人情報保護の観点から、要保護児童対策地

域協議会の活用を積極的に検討する。

市町村による情報収集の結果、虐待のおそれがあり、児童 相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対 して、出頭要求や臨検・捜索等の活用も含め、子どもの安全 確認・安全確保のための対応を求める。

住所地市町村の職員や関係機関による目視確認ができず、 東京出入国在留管理局への照会、住所地市町村が実施した調査等によっても対象児童の所在等について信頼性が持てると 判断できる情報が得られず、対象児童の状況確認ができない 場合には、速やかに警察に適切に行方不明届を提出すること。

過去の調査結果によれば、東京出入国在留管理局に対する 照会により、海外への出国事実が判明している事例も多いた め、対象児童を把握した場合は、早期の段階から海外出国の 可能性を考慮しつつ、積極的に東京出入国在留管理局に対す る出入(帰)国記録の照会を行う。

対象児童として把握し、所在等を確認するため情報収集、支援に向けた検討等を行っている家庭が他の市町村に転出したことを把握した場合は、転出先の市町村に対して<u>状況確認</u>を依頼するとともに、当該<u>児童</u>に対する円滑な支援がなされるよう、迅速かつ確実に情報提供を行う。

② 居所市町村における取組

保健・福祉サービスの申込み、幼稚園・義務教育諸学校への就園・就学に関する相談、手続等を通じて、他の市町村に住民票を残して当該市町村に居所を移している子どもを把握した場合には、居所の属する市町村(以下「居所市町村」という。)において、その保護者に対して、転入手続に関する相談、助言等を行う。

居所市町村は、DVにより避難しているなど配慮が必要な場合を除き、住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、

域協議会の活用を積極的に検討する。

市町村による情報収集の結果、虐待のおそれがあり、児童 相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対 して、出頭要求や臨検・捜索等の活用も含め、子どもの安全 確認・安全確保のための対応を求める。

市町村の情報収集や児童相談所の対応状況から、対象児童の所在不明の理由が判然とせず、何らかの事件に巻き込まれている疑いが認められるなど、緊急の対応が必要と考えられる場合には、速やかに警察に相談し、連携して所在等の確認に努める。

平成27年度調査結果によれば、所在等が確認できた子ども の約半数について、東京入国管理局に対する照会により、海 外への出国事実が判明しているため、対象児童を把握した場 合は、早期の段階から海外出国の可能性を考慮しつつ、積極 的に東京入国管理局に対する出入(帰)国記録の照会を行 う。

対象児童として把握し、所在等を確認するため情報収集、 支援に向けた検討等を行っている家庭が他の市町村に転出し たことを把握した場合は、転出先の市町村に対して<u>所在等の</u> 確認を依頼するとともに、当該子どもに対する円滑な支援が なされるよう、迅速かつ確実に情報提供を行う。

② 居所市町村における取組

保健・福祉サービスの申込み、幼稚園・義務教育諸学校への就園・就学に関する相談、手続等を通じて、他の市町村に住民票を残して当該市町村に居所を移している子どもを把握した場合には、居所の属する市町村(以下「居所市町村」という。)において、その保護者に対して、転入手続に関する相談、助言等を行う。

居所市町村は、DVにより避難しているなど配慮が必要な場合を除き、住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、

教育委員会等との間で当該子どもの居住状況について情報共 有を行うほか、関係部署がそれぞれ住所地市町村に連絡し、 当該子どもの生育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴等当 該家庭への支援に必要となる情報の提供を受ける。その上 で、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして関係機関 において支援の必要性及び方針・内容を検討する。

③ その他

上記のほか、「<u>状況確認ができない児童</u>」に関する市町村内 及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留 意事項については、三省連名通知を参照されたい。

第3章 (略)

第4章 都道府県(児童相談所)との関係

第1節~第5節 (略)

第6節 児童福祉審議会における子どもの権利擁護

子どもの権利擁護に関する仕組みについては、「社会保障審議会児 童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提 言)」(平成28年3月10日)において、「本来は独立した第三者機 関を設置すべきであるが、子ども福祉に限定してもなお、かかる機関 の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する都道府県児 童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護の役割を負わせることを構 想した」とされている。

都道府県児童福祉審議会は、子ども、妊産婦等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することとされ、従来から、調査審議のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出等を求めることができることとされていたが、子どもの権利擁護の役割を担うためには、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、子ども

教育委員会等との間で当該子どもの居住状況について情報共有を行うほか、関係部署がそれぞれ住所地市町村に連絡し、 当該子どもの生育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴等当該家庭への支援に必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして関係機関において支援の必要性及び方針・内容を検討する。

③ その他

上記のほか、「<u>居住実態が把握できない児童</u>」に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留意事項については、三省連名通知を参照されたい。

第3章 (略)

第4章 都道府県(児童相談所)との関係

第1節~第5節 (略)

第6節 児童福祉審議会における子どもの権利擁護

子どもの権利擁護に関する仕組みについては、「社会保障審議会児 童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提 言)」(平成28年3月10日)において、「本来は独立した第三者機 関を設置すべきであるが、子ども福祉に限定してもなお、かかる機関 の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する都道府県児 童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護の役割を負わせることを構 想した」とされている。

都道府県児童福祉審議会は、子ども、妊産婦等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することとされ、従来から、調査審議のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出等を求めることができることとされていたが、子どもの権利擁護の役割を担うためには、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、子ども

自身の権利を擁護していくことが必要である。このため、平成 28 年児 童福祉法等改正法において、①児童福祉審議会は、関係者に対し、必 要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする(児童福 祉法第 8 条第 6 項)、②児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に 属する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることを追 加する(同法第 9 条)という改正が行われている。

さらに、国においては、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインを作成し、各自治体に対し周知を行ったところである。ガイドラインでは、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体の指針として、①子どもの権利擁護を行う子ども権利擁護部会の設置と、②施設等を巡回して子どもの意見表明を支援するこども意見表明支援員の配置を位置づけるとともに、子どもによる意見表明や関係機関による申立・申出があった場合における進め方を示している。

法律上もこうした枠組みの適切な運用がなされるよう、児童福祉法 においては、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合におい ては、その児童の状況・環境等に配慮する(意見を述べる児童を支援 する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置 や、審議会の場で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づ くり等)こととされている(児童福祉法第8条第7項、令和2年4月 1日施行)。

なお、市町村においては、この趣旨を理解した上、こども意見表明 支援員による意見表明支援や児童福祉審議会による調査等に協力する ことが求められる。

第5章 関係機関等との連携

第1節~第10節 (略)

第11節 里親、養子縁組家庭との関係

1. (略)

自身の権利を擁護していくことが必要である。このため、平成28年児童福祉法等改正法において、①児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする(児童福祉法第8条第6項)、②児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることを追加する(同法第9条)という改正が行われている。

なお、都道府県児童福祉審議会における子どもの権利擁護について は、既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付 対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後 国において検討することとしている。

第5章 関係機関等との連携

第1節~第10節 (略)

第11節 里親、養子縁組家庭との関係

1. (略)

2. 養子縁組家庭の概要

児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに<u>温かい</u>家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであり、養子縁組については、民法第792条以下において規定する養子縁組(以下「普通養子縁組」という。)と同法第817条の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。

(1) 普通養子縁組

- ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき 者の住所地の家庭裁判所の許可を得なければならない。
- イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を 得なければならない。
- ウ 養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されている者があるときも、同様とする。
- エ 尊属又は年長者を養子とすることはできない。
- オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として 配偶者とともにしなければならない。

(2) 特別養子縁組

- ア 家庭裁判所の審判により、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにする制度であり、養子となる者に対する実方の父母による監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものである。特別養子縁組の成立の審判が確定すれば、養子と実方の父母及びその血族との親族関係が終了し、原則として離縁することはできない。
- イ <u>家庭裁判所の審判は二段階で行われ、まず、養親となるべ</u> き者(以下「養親候補者」という。)の申立てによる「特別

2. 養子縁組家庭の概要

児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに<u>暖かい</u>家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであり、養子縁組については、民法第792条以下において規定する養子縁組(以下「普通養子縁組」という。)と同法第817条の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。

(1) 普通養子縁組

- ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき 者の住所地の家庭裁判所の許可を受けなければならない。
- イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を 得なければならない。
- ウ 養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならない。
- エ 尊属又は年長者を養子とすることはできない。
- オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として 配偶者とともにしなければならない。

(2) 特別養子縁組

- ア 養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の審判により、養子と実方の父母及びその血族との親族関係を終了させる特別養子縁組を成立させることができる。この場合において、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮する。
- イ 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく 困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に

養子適格の確認の審判」又は児童相談所長の申立てによる「児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判」 (以下「特別養子適格の確認の審判等」という。)において、養子となるべき者の実方の父母による養育の状況や実方の父母の同意の有無等を判断する。次に、養親候補者の申立てによってその養育能力や養子となるべき者との相性等について判断する特別養子縁組の成立の審判がなされ、審判が確定することにより、養子となるべき者と実方の父母及びその血族との親族関係は終了する。

なお、養親候補者が特別養子適格の確認の申立てを行う場合には、養親候補者の住所地の家庭裁判所に対して、特別養子縁組の成立の申立てと同時に行わなければならず、両者の審判は同時にされることがある。児童相談所長が児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行う場合には、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

また、特別養子縁組の成立の審判に当たっては、養親候補 者が養子となる者を6か月以上の期間監護(試験養育)した 状況を考慮する。

- ウ 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の 実方の父母の同意がなければならない。ただし、実方の父母 がその意思を表示することができない場合又は実方の父母 による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく 害する事由がある場合は、この限りでない。なお、特別養子 適格の確認の審判等の手続において、この実方の父母の同意 がされた場合には、次のいずれにも該当する場合には、その 同意をした日から2週間を経過した後には同意を撤回する ことができない。
 - ① 養子となるべき者の出生の日から2か月を経過した後にされたものであること。
 - ② 次のいずれかに該当するものであること。

おいて、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものである。

ウ 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

- ・家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。
- 審問の期日においてされたものであること。

また、この実方の父母の同意に係る要件については特別養子適格の確認の審判等において判断されるものであり、第二段階の特別養子縁組の成立の審判はあくまで養親候補者と養子となるべき者との適合性についての判断をするものであることから、特別養子縁組の成立の審判に実方の父母は関与することができない。

- エ 養子となるべき者は、家庭裁判所に対する特別養子縁組の成立の審判の申立てのときに 15 歳未満でなければならない。ただし、その者が 18 歳未満であって 15 歳に達する前から引き続き養親候補者に監護されている場合において、監護開始から 15 歳に達するまでの期間が短いことによりその間に特別養子縁組を行うか否かについて判断することが困難であった場合等、15 歳に達するまでに申立てがされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 才 養子となるべき者が特別養子縁組成立の審判の確定前に 18歳に達した場合には、特別養子縁組の成立の審判がされて いる場合や、即時抗告されて抗告審係属中である場合であっ ても特別養子縁組の成立の審判は確定しない。この場合、審 判は家庭裁判所の職権で取り消されることとなる。
- <u>カ</u>養子となるべき者が 15 歳に達している場合においては、 特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

キ・ク (略)

ケ 試験養育において、児童相談所が相談援助している場合は、原則として里親委託を行う。民間あっせん機関が相談支援している場合は、養親候補者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく子どもの住所の異動に係る届出及び児童福祉法第30条第1項の規定に基づく同居児童の

エ 養子となるべき者は、家庭裁判所に対する<u>縁組の請求</u>のときに<u>6歳未満</u>でなければならない。ただし、その者が<u>8歳未満</u>であって<u>6歳</u>に達する前から引き続き<u>養親となるべき者</u>に監護されている場合はこの限りでない。

(新設)

(新設)

<u>オ</u>・<u>カ</u> (略) (新設) 届出を市町村長経由で都道府県知事に行わなければならな

11

3. (略)

第 12 節~第 22 節 (略)

第6章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の体制

第1節 (略)

第2節 職員配置等

- 1. 主な職員
- 2. 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりと する。

- (1) 子ども家庭支援員
 - ① 主な職務
 - ア 実情の把握
 - イ 相談対応
 - ウ総合調整
 - エ 調査、支援及び指導等
 - オ 他関係機関等との連携
 - ② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士<u>、公認心理師</u>、医師、保健師、保育士等(<u>市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要</u>綱別表の1参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めこととする。

- (2) 心理担当支援員
 - ① 主な職務

ア 心理アセスメント

3. (略)

第 12 節~第 22 節 (略)

|第6章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の体制

第1節 (略)

第2節 職員配置等

- 1. 主な職員
- 2. 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりと する。

- (1) 子ども家庭支援員
 - ① 主な職務
 - ア 実情の把握
 - イ 相談対応
 - ウ総合調整
 - エ 調査、支援及び指導等
 - オ 他関係機関等との連携
 - ② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等 (別表の1参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めこととする。

- (2) 心理担当支援員
 - ① 主な職務

ア 心理アセスメント

イ 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

② 資格等

<u>公認心理師、</u>大学や大学院において、心理学を専修する学科 又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

- (3) 虐待対応専門員
 - ① 主な職務

ア 虐待相談

イ 虐待が認められる家庭等への支援

ウ 児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関 との連携及び調整

② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士<u>、公認心理師</u>、医師、保健師等(<u>市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱</u>別表の2 参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修 を受けた者も認めることとする。

3 (略)

第3節 (略)

第7章 (略)

(削除)

イ 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

② 資格等

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相 当する課程を修めて卒業した者等

- (3) 虐待対応専門員
 - ① 主な職務

ア 虐待相談

イ 虐待が認められる家庭等への支援

ウ 児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関 との連携及び調整

② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等(別表の2 参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修 を受けた者も認めることとする。

3 (略)

第3節 (略)

第7章 (略)

(別表)

- 1. 「子ども家庭支援員」の資格等
- 2. 「虐待対応専門員」の資格等